

エックス線安全教育資料

第6章の2 特別の教育
「透過写真撮影業務に係る特別の教育」
第52条の5

事業者はエックス線装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは次の科目について、特別の教育をさせなければならない。

- ① 透過写真撮影の作業方法
- ② エックス線装置の構造及び取り扱いの方法
- ③ 電離放射線の生体に与える影響に関して
- ④ 関係法令

X線装置による被ばく事故の経過



2001年11月、岩手県の高等学校の物理実験室でX線被ばく事故が起こりました。
教諭が生徒の手をX線装置に入れさせてX線を照射したのです… 教諭は冗談のつもりで…
➡X線装置の改造(インターロック解除)、禁止されている人体への照射など、安全教育を行っていればこのような事故は防げたはずでした。